

## 千葉県立保健医療大学受託研究交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県立保健医療大学における民間等より受託して行う研究（受託研究）に係る資金について、千葉県立保健医療大学長（以下「学長」という。）に対し、予算の範囲内において交付金（以下「受託研究交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)受託研究費

千葉県立保健医療大学が、受託研究を行うのに必要な費用をいう。

(2)受託研究交付金

知事が、委託者から受け入れた受託研究に係る資金を、学長に交付する支出金をいう。

(交付の対象)

第3条 知事は、学長が受託研究に係る資金を受け入れたときは、予算の範囲内において、学長に対し受託研究交付金を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 学長が、受託研究交付金の交付を受けようとするときは、受託研究交付金交付申請書（様式第1号）と受託研究費受入報告書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

2 交付申請の時期は、受託研究交付金の交付を受けようとする月の前月の末日までとする。ただし、3月に受け入れた受託研究費に係るものであるときは、知事が別に定める日までとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請に基づいて交付決定を行い、その旨を学長に対し通知（様式第3号）するものとする。

(交付の条件)

第6条 学長は、研究の目的に従って、使用しなければならない。

(経理の委任等)

第7条 知事は、学長に対して受託研究費の経理を委任する。

2 学長は、別に大学で定める規程に基づいて、受託研究費を取り扱うものとする。

(管理状況等の報告)

第8条 学長は、交付された受託研究交付金について、受託研究交付金管理簿（様式第4号）を整備するとともに、その使途及び管理状況等について受託研究交付金管理報告書（様式第5号）を作成し、翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

(精算)

第9条 学長は、年度末に当該年度に執行した受託研究費を精算し、執行残が出た場合は、知事に返還しなければならない。

(実施細則)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

受託研究交付金交付申請書

保医大第 号

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学受託研究交付金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 申請目的

受託研究費受入報告書

保医大第 号  
年 月 日

千葉県知事 様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学受託研究交付金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 受託研究費金額

円

2 収入済年月日

3 受託研究者 住所  
氏名

4 受託研究の目的

受託研究交付金交付決定通知書

医 第 号  
令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

千葉県知事

平成 年 月 日付け保医大第 号の申請については、千葉県立保健医療大学受託研究交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 交付決定額 円

様式第4号（第8条関係）

受託研究交付金管理簿

交付番号		研究内容	
受託研究者の 氏名（名称）			
研究費（額）		交付年月日	

年月日	摘要	受入	払出	残高
		円	円	円

様式第5号（第8条関係）

年度 受託研究交付金管理報告書

保医大第 号

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学受託研究交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付番号	使途別区分	繰越額	受入額	計	払出額	残額
		円	円	円	円	円
合計						